

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (米トレサ法)の概要について

1 法律制定の背景

米穀の流通の状況等にかんがみ、食品としての安全性を欠く米穀等の流通を防止することなどのために制定されたものである。

2 法律の目的

米穀事業者に対し、情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。

3 内容及び施行日

(1) トレーサビリティ…平成22年10月1日施行

米穀等を取引したときなどに、その内容について記録を作成・保存する。

ア 対象業者	米穀事業者（米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者）
イ 対象品目	①米穀、②中間原材料（米粉、米こうじ等）、③米飯類・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん
ウ 記録事項	品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所等
エ 保存方法	紙媒体又は電子媒体
オ 保存期間	原則3年。ただし、賞味期限等に応じて3箇月、5年

(2) 産地情報の伝達…平成23年7月1日施行

産地情報を取引の相手方に伝達し、消費者が産地情報を入手できるようにする。

ア 事業者間	伝票等により産地情報を伝達
イ 消費者へ	一般消費者へ提供する場合は、商品の包装等に記載、店内に掲示等の方法により伝達
ウ その他	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）で原料原産地表示の義務がある場合は、JAS法に基づき表示をする。